



CAN DO

“可能性への挑戦”

第55号

金田会計事務所通信

【 優先順位が第一 】

勤務税理士時代に管理者養成学校の研修に行きました。かの有名な富士山麓にある軍隊式の『地獄の特訓』です。もともと入社時に行くようになっていたものですが、たまたま私は参加を逃れていました。通常は8日間のコースなのですが、入社4年を過ぎた私の場合は13日間のコースに行くように命じられました。

参加するための準備は大変なものでした。仕事を月の後半に回し、周囲にも手伝ってもらいなんとか段取りを済ませて参加しました。参加するに当たってはせっかくのチャンスなので全国の会社から来る管理職の人たちとの交流を密にしようと考え、初日の夕食後の集まりの中に混じり、みんなの話に聞き入りました。

しかし、それはすぐに間違いだと気づきました。そういった時間の間にも一部の人は課題の暗記にわずかな時間を割き、翌日の訓練に備えていたのです。結果はすぐ次の日に明らかになり、課題をクリアしていく者と追試を受けることになった私たちとに分かれ、このままでは13日で卒業できないと理解しました。すべての課題に合格するまでは最大3日間の延長になります。

休憩時間はすべて自習に費やし、合格を勝ち取り、40キロ夜間行進も乗り切ったのですが、最初の遅れが響き1日延長となって卒業しました。なんとか業務に支障がでない範囲ではありましたが、考えが少し足りなかったと反省しました。

全体を見て行動することは簡単ではありません。ですから間違っていることに気がつけば素早く変更しなければなりません。そうでなければ取り返しがつかないことも起こり得ます。私の場合ははっきりとしたスケジュールが後にあったので方向転換できましたが、目標が明確でない場合はずるずる行く可能性はあります。今やるべき優先順位は何でしょうか？常に問いかけることが必要なのです。

金田 康良

2019年 5月



今年から大きく変わった「自筆証書遺言」制度

財産の分け方を伝えるための法的な文書である「遺言」には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類がありますが、2019年7月6日、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が成立し「**自筆証書遺言**」について大きく制度が改正されました。



【「自筆証書遺言」制度の重要な改正点は次の2つ】

①2019年1月13日から遺言書に添付する財産目録をパソコンやコピーで作成可能

これまで自筆証書遺言は、添付する財産目録も含め、全文を手書きで書く必要がありましたが、今回から、パソコンで作成した目録や、不動産登記簿謄本や通帳のコピーなど、自書によらない書面を添付することが出来るようになりました。

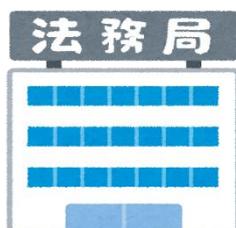
自書によらない財産目録を添付する場合には、遺言者は、その財産目録の各ページ（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に自署押印をしなければなりません。



なお、遺言書本体については、従来どおり手書きで作成する必要があります。
パソコンが使えるのは添付する財産目録だけですので、ご注意ください。

②2020年7月10日から法務局が自筆証書遺言を保管する制度が施行

自筆証書遺言は保管方法が指定されていないため、相続の時点で発見されなかったり、複数の遺言書が出てくるなどの問題がありました。また、相続人が自分に不利になる内容の遺言書を捨てることや、書き換えることも可能でした。



法務局で保管してもらうことにより、これまでのように自宅などで保管するよりも、確実に遺言書を残すことができます。

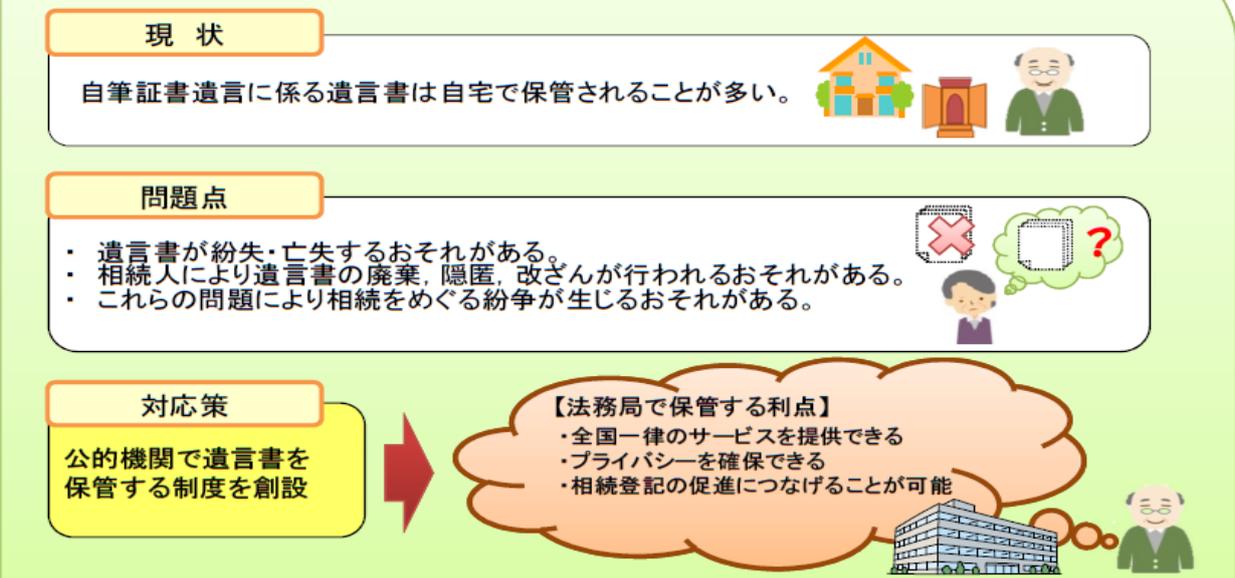
（遺言書の保管の申請は、遺言者が遺言書保管所に自ら出頭して行わなければなりません。）

【法務局が保管とともに行う業務】

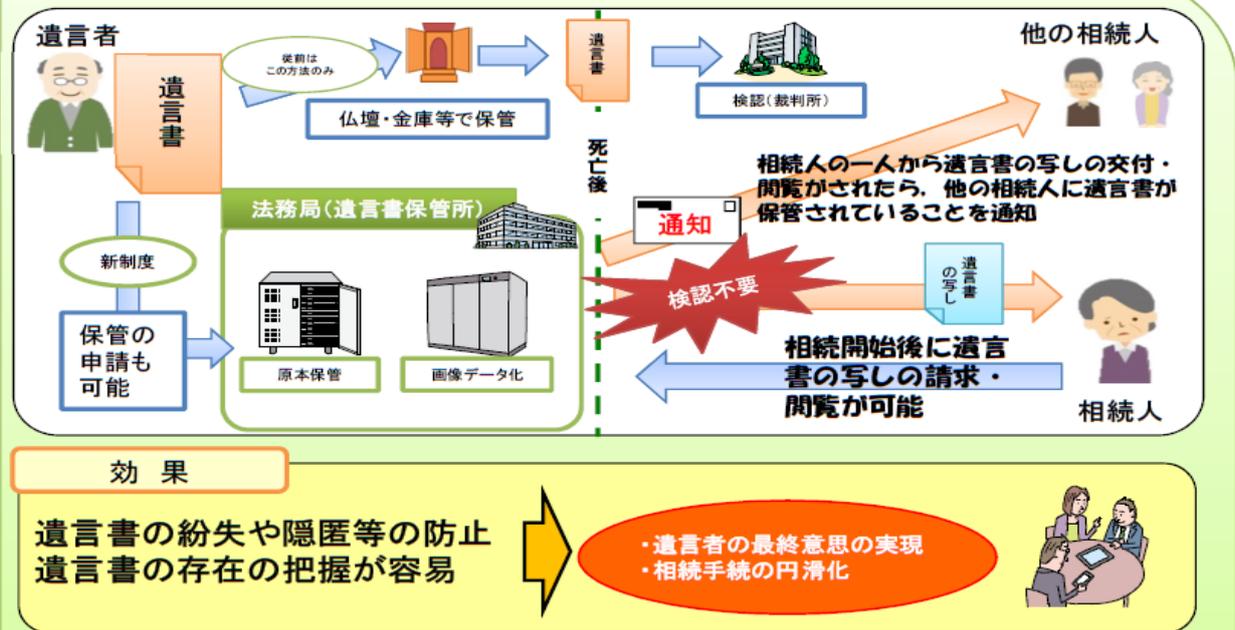
- ・遺言書が法務省令で定める様式に従っているか確認をする。
- ・遺言書の原本を保存するとともに、画像情報を管理する。
- ・相続人等からの請求に応じて、遺言書の内容や遺言書を預かっている証明書など提供する。
- ・相続人等のうち誰かに遺言書情報証明書を交付または遺言書の閲覧をさせたときは、速やかに、遺言書を保管している旨を他の相続人、受遺者及び遺言執行者に通知する。

また、自筆証書遺言が有効になるためには、家庭裁判所で「検認」という手続きをする必要がありますが、法務局で預かった遺言書については、家庭裁判所での検認手続きが不要になりますので、すぐに相続の手続きを始めることができます

○自筆証書遺言に係る現状と課題



○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



【遺言書作成のお勧め】

遺産相続では、法定相続よりも遺言による相続が優先されるので、遺言書を残すことで相続人の争いを防ぐことができます。

次に該当する方は、特に遺言書を作成することをお勧めします。

1. 相続人同士が不仲
2. 相続関係が複雑
3. 主な相続財産が不動産
4. 相続人以外に財産を譲りたい
5. 特に援助が必要な相続人がいる
6. 相続人がいない



特定の団体に寄付したい場合など、遺言書でその意思を明確にする必要があります。

7. 財産を相続させたくない相続人がいる

財産を相続させたくない相続人がいる場合、遺言書でその相続分を少なくすることが可能です。

8. 事業を継続させたい

個人事業主の場合、遺言書で後継者を指定し、経営基盤である店舗や工場などを後継者に相続させる必要があります。

また、同族経営の会社の場合、相続により会社の株式や不動産が各相続人の共有になってしまうと、その後の経営に支障が生じることがあるので、遺言書で分割方法を指定する必要があります。 等々

(文責 : 近藤 美奈子)

遺産相続の内容はケースによって様々です。突然の対応は色々トラブルになる場合も少なくありませんので、早めのご相談をお待ちしております。気になる点がございましたらいつでもお気軽にご相談ください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問
税理士として税務・経営・経理の相談、
指導等により企業活動へのサポートを
行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikai.com URL : http://kaikai.asia/